

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（令和元年度第3回）
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第8条 の項号を記載する		1. 市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について 2. 教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等 に係る意見聴取について
開催日時場所		令和元年10月8日（火）10時00分～11時30分 全日警ホール 2階 第3会議室
出席者	委員	高尾公矢 西智子 大神優子 五ノ井きよみ 安部幸弘 川副孝夫 吉原正実 森智子 北村麻美 多良間真里 山路奈々 橋本洋子
	事務局 (所管課)	こども政策部 子育て支援課
	関係課等	こども福祉課、こども施設入園課、こども施設運営課、こども施設計画課、 発達支援課、子育て支援課虐待対策担当室、保健センター健康支援課、 保健センター疾病予防課、青少年育成課、指導課、就学支援課、 学校地域連携推進課
傍聴区分		Ⓐ（0人） ・ 不可
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料		資料1 市川市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案） 資料2 教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について 資料2-1 市川市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの補正（まとめ） 資料3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の 設定等に係る意見聴取について
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（令和元年度第3回）（詳細）

1 開催日時：令和元年 10月8日（火）10時00分～11時30分

2 場 所：全日警ホール 2階 第3会議室

3 出席者：

委 員 高尾公矢 西智子 大神優子 五ノ井きよみ 安部幸弘 川副孝夫

吉原正実 森智子 北村麻美 多良間真里 山路奈々 橋本洋子

市川市 荒井子育て支援課長、杉山虐待対策担当室長、河村こども福祉課長、
宮内こども施設入園課長、館野こども施設運営課長、
長谷川こども施設運営課副参事、横山こども施設計画課長、鷺沼発達支援課
長、野村保健センター健康支援課長、岡野谷保健センター疾病予防課課長、
田中青少年育成課長、石井指導課長、福田就学支援課長、
堀江学校地域連携推進課長、ほか

4 議 題：

1. 市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について
2. 教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について
3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等
に係る意見聴取について

5 配布資料：

資料1 市川市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

資料2 教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について

資料2-1 市川市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの補正（まとめ）

資料3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の
設定等に係る意見聴取について

【 午前１０時００分 閉会 】

高尾会長：	それでは只今より、令和元年度第３回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど事務局から説明がありましたが、本日は３名が欠席です。委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開することとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。それでは、傍聴人の方がおられましたら、お願いいたします。それでは、次第 1. 「市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について」です。事務局から説明をお願いいたします。
子育て支援課長：	子育て支援課です。市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)についてご説明いたします。 (資料１に基づき説明)
高尾会長：	ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 いかがでしょうか。 はい、橋本委員。
橋本委員：	国の施策として子育て世代包括支援センターの構想後あるかと思いますが、市川市の場合はその役割を担う構造はどうなっているのでしょうか。
子育て支援課長：	市川市では保健部で設置しております、「アイティ」という窓口が、市川市行政サービスセンター、保健センター、行徳支所、南行徳保健センターの市内４ヶ所にございます。こちらが、母子手帳の交付や子育て相談等、妊娠期から乳幼児期に関する対応をしております。
橋本委員：	そこで、母子保健と子育て支援が密に連携が取れていることですか。
子育て支援課長：	はい、そのとおりです。
安部委員：	事業計画の基本目標の中で、虐待・いじめなど様々な権利侵害から子どもを守るという内容がありますが、子どもの安全対策に関する具体的な施策については盛り込まれているのでしょうか。

子育て支援 課長：	安全対策に対する具体的な取り組みは今のところ入っておりません。
安部委員：	調べてみたところ、中野区や茅ヶ崎市ではそういったところが盛り込まれていますが、これからそちらを入れることはできるのか、入れる必要はないのか伺います。
子育て支援 課長：	今回が次期計画を立てる上で、皆様の意見を頂戴するその機会となりますので、今後そちらを検討していきたいと思います。
川副委員：	子どもの貧困や虐待に対しての国の方向性がある中で、市川市の施策として、国の動向はどのように反映されているのでしょうか。 また、10代で妊娠・出産する人たちの貧困問題や虐待の可能性の高さについてどう捉えていますか。
虐待対策 担当室長：	児童虐待への取り組みについては、今年度から虐待対策担当室を設置し、市川市でも力を入れて取り組んでいます。10代の妊娠・出産については、産まれてくる子どもへの虐待・ネグレクト、当の妊婦さん自身が虐待の被害を受けている可能性がある場合は、こちらは特定妊婦というカテゴリで児童福祉法にて支援することとなっています。このような方は要保護児童対策地域協議会等を含めまして、児童虐待への対応として支援を進めているところです。
川副委員：	母子保健に入るか分かりませんが、親自身が抱えている課題で子育てを困難にしている家庭への支援はそうように取り組んでいるのでしょうか。
虐待対策 担当室長：	保護者の方の精神的な疾患により児童虐待の心配がある場合の対応ですが、妊婦の段階からの支援については、先ほどお話したアイティなど母子健康手帳を渡す段階から、状況を認識して支援しつつ、必要があれば虐待対策担当室に連絡が上がり、特定妊婦という形で支援して行きます。すでに親になられていて十分に子育てが出来ない状況において、養育困難である、あるいはネグレクトや暴力があるという場合は、虐待対策担当室にて要保護児童として支援をします。
吉原委員：	品川区や日野市などの他市の計画の骨子案など見ておりますと、保育士・幼稚園教諭の確保に関しての文言が載っています。市川市の方ではスキルアップについては載っているのですが、その前の職員の採用とか育成につ

	いてはどのように考えているのか、この計画に盛り込むのかどうか伺いた います。
子育て支援 課長：	盛り込むかどうかについては、こちらでいただいた意見として検討させて いただきます。
吉原委員：	こちらの案を拝見していて、スキルアップが求められているのは当然のこ と、その前提として今保育士・幼稚園教諭が少ないと言われている時代で す。今朝の新聞にも、介護施設で介護士足りず受け入れが難しくなってい るというものがありました。保育関係でもこの先十分考えられることな ので、是非盛り込んでいただきたいと思います。
西委員：	吉原委員おっしゃいました、人材と質の確保について万全に取り組んでい ただきたいです。保育園や幼稚園の運営にかかわる部分で、市としてどう いう保育をしていくのかという体系を作っていただきたいと思います。あ と、地域における子育て支援の充実というところで、先ほど子育て世代包 括支援センターアイティとしてやっていると伺いましたが、どうしても母 子保健のところまで止まってしまっていて、包括支援センターとして、就学 前までのつながりが弱いのではないかと思います。ここのところ、保育園 さんとこども館と虐待支援班を見させていただいて、それぞれ熱心なので すが、すぐ隣のこども館で何をやっているかわからない状況が現実にある ので、地域の様々な支援施設がつながり合うような仕組みを作っていかな いと、包括支援センターが名前ばかりとなってしまいます。母子手帳交付 の際 100%の面接を目標として掲げているところも増えてきていますし、 そこから特定妊婦、さらに要保護児童につなげていくという動きが東京都 内などではだいぶ活発となってきています。ですので、母子保健などに留 まらずつながりを作るというところを考えていただきたいと思います。
山路委員：	小学生の子どもについて、学童に入れていけば居場所が確保できていて安 心なのですが、大きくなってきて友だちの関係等で学童を辞めてしまったり、 働いていないためそもそも入れられなかったり、子どもが野放しにな ってしまいますと不安があります。学童などの充実は書いてありますが、 こども館など地域で見守れる場所の充実というものを取り組んでいただ きたいと思います。学童だけではない子どもの居場所を確保できるよう、 地域や施設の連携を考えてほしいです。

北村委員：	施策の方向４の「乳幼児期の教育・保育」について、この１０月から３～５歳の幼児期教育保育の無償化が始まっていますが、今後０～２歳の子どもの無償化などどうやって進めていくのでしょうか。
こども施設 入園課長：	国から具体的なことは示されておりません。今後検討されていくと思います。
北村委員：	今０歳から子どもを預けようと思うと、月５万円くらい掛かってしまうので、それ以上稼がないといけないとなると、だったら仕事を辞めて専業主婦になろうと思う方もいます。それが無償化となっていくと、子ども預けて働こうと思う女性が増えて、女性の社会進出がもっと進んでいくと思いますので、難しいとは思いますが、盛り込んでいただけたらと思います。
多良間委員：	私が知らなかったことも含め、いろいろな取り組みをやっているのが改めてわかりましたが、これらのことを子育てしている世代がもっと分かりやすく周知・アピールしていったいいと思います。それによって、こういう使い方はどうなのだろうとかプラスな意見も出てくるのかなと、今あるものの周知の仕方を検討してほしいです。今回市のホームページなどたくさん見たのですが、知りたい情報にたどり着くまでに難しいと感じてしまいました。そこのアピールの仕方を考えていけば、市民が今あるものを知ることができるのかなと思いました。
高尾会長：	今の意見は重要だと思うのですが、いろんな事業をやっているが市民に周知されていないと。それではホームページであったり、どのようなツールが良いと思いますか。
多良間委員：	子育て世代としては、子どもがいる時間に何かをするのは難しいですし、働いていればもっと時間の制約があると思います。スマホ等で調べられるのは便利だと思いますし、あと、市からメール等も受けているのですが、もう少し分かりやすくピンポイントになっているといいと思います。
高尾会長：	内容を精査して分かりやすくするのが大事だということですね。 他にありますか。 ここまで様々な意見が出ておりますが、幼児教育・保育の人材確保は重要な課題だと思います。それと共に質の向上が重要なのですが、具体策についてもここで考えていかなければいけないと思います。

	それでは続きまして次第 2.「教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について」です。事務局から説明をお願いいたします。
子育て支援課長：	子育て支援課です。教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定についてご説明いたします。 (資料 2、2－1 に基づき説明)
高尾会長：	ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 いかがでしょうか。
多良間委員：	病児、病後児保育事業についてなんですけれども、友人から、最初は有給が全くなり、その後欠勤になるという話をよく聞いています。それを聞いて 9 日間で済むのかなと思いました。最初の算出は到底到達する事が出来ないものだと思うのですが、本当のニーズがこういうところにあるのではと思うんですよね。理想と現実には差はあると思うのですが、やっぱり出来るだけそこを目標にさせていただきたいなと思います。インフルエンザになっただけでもポンと飛んでしまいますし、これが子供が複数いた場合、ほんと一か月ほとんど休んだなんて話を友人からよく聞くので、その辺もうちょっと考慮していただきたいなと感じました。
子育て支援課長	病児・病後児保育については、今回の補正の中でもっとも現実と量の見込みの差が大きくなっているところであります。昨年度の利用実績と致しましては、平成 30 年度は年間 1,129 人の利用となっておりますので、当初の量の見込みで出した。6 万という数字はかなり非現実的な数字という事で補正をかけております。平均の 9 日についてはニーズ調査の中で、病児保育を利用したいという方が、年間どのくらい利用したいですか？というところの平均を出した数字となります。確かに希望者の中には、年間 100 日と記載されている方もいますが、年間 1 日から 2 日という回答もありました。それを均した結果がこの数字となっております。以上です。
多良間委員：	それは分かりますが、実際には端から病後児保育を諦めますという声もあって、自分の親を頼るとか、友人を頼るとか、そこに申し込むに至るまで競争率が高いって話を聞きます。その施設の特徴とかを考えると、人員の事とかも考えると難しいと思うのですが、やっぱり仕事をしようと思った時に一番ネックになるのが子供の病気。集団生活になれば、病気も流行るので、実績だけでみていくというのは、わがままかもしれないのですが、親的にはもうちょっとその裏も見て欲しいなと感じてしまいました。

子育て支援課長	確かに、今回自由意見などを精査する中で、単純にキーワードとして「病」で自由意見を検索しますと、全体の約13%の方からそういった事に対して意見がございました。これは当然「病」の中でも、お子さんの病気ですとか、自分が病気になった時に誰か子どもを見てもらえないとか、いろいろな意見はありましたが、お子さんの病気に対して何かサポートが欲しい、幼児保育に限らず一時的に預かってくれる人ですとか、それについては改めてどういった事ができるか検討していきたいと思います。以上です。
高尾会長：	それでは他の部分で、例えば他の児童クラブとかファミリーサポートセンターについてもご意見よろしいでしょうか。
大神委員：	ファミリーサポートセンターについてお尋ねしますが、資料2-1だと5ページですね。安心の為登録する方が多くて20%しかやっていないけれども、今後利用率の向上を目指すとありますが、何か具体的に向上を目指す為の方針が決まっていたらお知らせ頂きたいと思います。
子育て支援課長	特にこれをやる事で利用率を上げていくというような具体的な方策は、現在のところございません。以上です。
大神委員：	例えば回答を見て、知らないから利用していないとかだったら、周知をする事で割合を上げるとかがあると思いますが、そもそも不要だったからとか、使いにくいからとかの理由もあるのではないかなって思ってお尋ねしました。せっかくあるものなので利用して頂くに越した事はないので、是非よろしくお願い致します。
高尾会長：	市川市のファミリーサポートセンターは全国的にも注目されていて、うまく運営されていると、そういう情報が入っております。それはやはりファミリーサポートセンターの職員の努力が大きいのだと思います。他にご意見がありましたらどうぞ。
吉原委員：	すみません。意味がよく分からないので確認をしたいのですが、資料の2です。No.14 実費徴収に係る補足給付に行う事業ですが、確保方策の設定の考え方で、新制度未移行園における、年収360万円未満相当世帯の子ども、所得階層にかかわらず第3子以降、と書いてあって、要は給食費の無償化のことなのかなと思って読んでいたのですが、新制度に移行していない幼稚園を対象としていると思っていますが、これを見ても一般の人はよく分からないのではと思いますが、このような理解で合っていますか。また、この中には認可外が含まれるのか、含まれないのか教えていただき

	たいと思います。あと、量の見込みで令和2年から3年で人数が減っているのは、新制度に移行する園があると判断していると思うのですが、それ以降については、新制度に移行する園がほとんどないと判断しているのでしょうか。そのあたりの説明が書いてありませんでしたので、補足で説明をお願いいたします。
こども施設 入園課長：	子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園が給付の対象となります。認可外保育施設は含まれていません。令和2年度から3年度の減少については、私立幼稚園の新制度への移行を反映させているものです。表記で分かりにくいところは修正したいと思います。
吉原委員：	ということは、要は給食費の部分のことですよね。やはり知識がある人間は分かりますが、何を補足しているのか分からないので、分かりやすくしていただければと思います。
橋本委員：	補正の方に入っていないので、以前にお話されているのかもしれませんが、資料2の17ページの養育支援訪問事業が、実績から6名ということになっていますが、これは実績が実情に追いついていないのではないかと心配があります。私は周産期関連でずっと仕事をしてまいりましたが、その中で、産後うつ等厳しい状況の中で子育てする方がいらっしゃる時に、こういう事業がとても力になると思いますが、今の事業計画から見ても量が少なくなっているのはなぜでしょうか。
子育て支援 課長：	こちらは過去の利用実績を元に算出した量の見込みと確保方策でございます。
橋本委員：	実際に利用した人からということは、事業を希望している方というのは、計算に含まれていないですね。利用が減っていくという見込みであるということでしょうか。
子育て支援 課長：	減っていくということではなく実際の実績からということで、今回病児・病後児保育までは、ニーズ調査の結果を元に算出しておりますが、それ以外については、基本的に実績に基づいて算出しているところです。
西委員：	今のお話もそうですが、施策の見直しということも加味されるのですよね。たとえば病児・病後児の希望者との乖離は、利用しにくさや地域性の問題とかいろいろあるので、本当に必要なところに事業を行なっていくためには、ニーズ調査＋実績値という考え方になっていくと思いますが、隠れたニーズについては、今後事業の見直しを図っていくことで、加味されていくということでしょうか。

子育て支援課長：	はい、先ほど出ていた周知の問題ですとか、手続きの煩雑さといったご意見もあったと思いますので、どうしたら利用していただきやすくなるのか、といったところは数値目標とは別に検討していきます。
西委員：	是非お願いいたします。あともう1点、資料2の18ページ、利用者支援事業について、確保方策が箇所目的として、あくまでも母子保健型と基本型・特定型と分けてしまいますと、ワンストップと言われている妊婦から就学前までの統括された窓口というイメージを全く持たない、2つに分かれたままの5年間の事業計画というふうに読み取れてしまうのですが、今後どのように考えているのでしょうか。
子育て支援課長：	たしかに、こどもに関する相談は母子保健に関わることから、入園に関することや子育てサービスなど多岐にわたり、基本的には1つの窓口であらゆる質問に対してお答えできるというのが、最終的に目指すべきものだと思います。そのため、計画では便宜上分かれておりますが、ワンストップで色々な要望に対して、お答えできる体制については検討していくべきだと考えております。
西委員：	母子保健と福祉の連携を、庁内の組織で考えていただきたいと思います。今色々なところで始まっていますので、お願いいたします。あと、資料2の2ページのところ、教育・保育の確保方策の設定の考え方を讀ませていただいて、今後3号認定については、特定地域型保育事業を中心に検討していくと、認定保育園などより多い割合で増やしていくということですね。3歳未満時はあくまで小規模保育事業で増やしていくという方針だと理解してよろしいでしょうか。
こども施設計画課長：	市川市の待機児童は、0・1・2歳が全体の92%を占めております。そういった現状と3歳児以降が計画最終年度に近づいていくにつれて、需給のバランスが供給過多にならないようにすることも視野に入れてあります。地域ごとにもよるのですが、北部の方は0歳児の量の見込みと、現状の整備数の乖離が大きいだけでなく各年齢区分で量の見込みと整備数にかい離が出ていることから、こちらは認可保育所を念頭に考えております。中部・南部につきましては、1・2歳児の待機児童が多いということで、当面は小規模保育事業中心とした整備で、残りは受け皿の問題等々もありますので、足りない分を認可保育所で補うという考え方となります。
西委員：	小規模の地域型になりますと、基準の問題も保育士さんの問題も色々あると思います。実際に問題が起きている都市部は、みんな小規模保育なのですよね。要するに質の確保と保育士の確保ができなくて、という現状があります。計画では3倍に増やすということなので、認可園の保育園・幼

	稚園に入れた子ども達と同じ質の教育・保育を確保していくために、市川市では小規模園に対して今後どんなことを行なっていくのでしょうか。
こども施設 計画課長：	現時点で新たな取り組みはまだありませんが、現状としては小規模保育事業所を選定する際に、保育士の確保の見込みであるとか、職員の研修であるとか、保育士のワークライフバランスとかを、評価に入れて選考しております。事後的には巡回支援というものがございしますので、そこで市川市の園長経験者等が、新規園に関しては相談・指導等に当たっております。
西委員：	小規模保育事業だとどうしても株式会社が多くなりますよね。選定委員会できちんと見て、指摘次項を市として指導した上で設置を認めるとかしないと、地域型は認可ですので市川市の責任にもなりますから。市川市は質を守るために、新しく作るならこういうことは絶対守ってほしいということを、現場を見て条件なりをつけてでも守っていかないと大変なのかなと。すごく小規模が増えていくところ見させていただくと、職員がすぐやめてしまうなど様々問題が出てきていますので。巡回は年1回、多くて3回で、その時間だけになりますよね。職員研修に出るのも大変というのが小規模の実情ですので、是非何らかの対策を検討して一歩でも進んでいけばと思います。
安部委員：	放課後児童健全育成事業について、確保方策の出し方を教えていただきたいと思います。
青少年育成 課長：	「確保方策」の設定の考え方にもありますが、現在の定員に加え、待機児童が発生する地域において、小学校内の増設と、今後民間事業者の参入を加味し、数値を設定しております。
安部委員：	量の見込みと確保方策を比べて、差の600人ぐらいが待機児童ということなのでしょうか。
青少年育成 課長：	待機児童が出ないように、ニーズである量の見込みに対して、確保方策の方を大きく設定しております。
安部委員：	そうすると、ニーズに対してこの600人ぐらいが毎年余分に設置されるということなのでしょうか。
青少年育成 課長：	結果的にはそうなりますが、地域、場所によって余裕を持たせるといいますか、現在128箇所の保育クラブがありますので、それぞれ余裕を持つとこのような数値になります。これだけ確保しても場所によってはどうしても待機が発生してしまうところもありますが、なるべく待機を減らして

	まいます。
吉原委員：	この確保方策と先程審議をしました事業計画の体系について、表裏一体のものになると思うのですが、西委員から教員の質というお話が出て、この確保方策の数字は結構なのですが、現状の既存施設の質について多岐に渡ってお話をよく聞きますので、そのあたりも支援計画の中できちっとしていただけたらいいのかなと思います。余談にはなりますが、過去に民間の保育士をしていた先生が、来年から復帰しようかというふうに考えていたそうですが、その保育園が一年間に何度も先生が替わったと。自分の同期がいないのでどうしようかと相談を受けましたけれども、これは考えられないと思います。子供の事を考えたらあってはいけない事なので、量の確保はとても重要な事だとは思いますが、既存の施設、企業の保育施設の場合は良い悪いにつけ評価も多岐に渡っていると思います。これから小規模保育事業等に参入する企業が増えていくでしょうから、是非事業計画の中でスキルアップという事が書かれていましたので、量の確保をするという事は、こういう事も含めてだと思しますので、是非量の確保だけではなくて、現状ある施設の中のスキルアップ等についても是非考えていただきたいと思います
高尾会長：	他にご意見がありましたらお伺いしたいと思います。 よろしいでしょうか。では今いろいろな意見が出ましたので、検討して頂きたいと思います。 続きまして、次第の3に参りたいと思います。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取についてご説明頂きたいと思います。
こども施設 計画課長：	こども施設計画課です。次第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について資料に沿ってご説明いたします。 (資料3に基づき説明)
高尾会長：	ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
吉原委員：	一点お聞きしたいのですが、最初のあいあい保育園の必要保育士数が7名なのですが、少なくないでしょうか。7名でよろしいですか。

こども施設 計画課長：	認可の満たす基準として保育士 7 名は間違いありません。
吉原委員：	内訳を教えてくださいませんか？8 名ではないでしょうか。
こども施設 計画課長：	まず 0 歳児について、3 対 1 でするので 2 名となります。1、2 歳児合わせて 21 名なので、3.5 人。3 歳児は 11 名で 0.5 人。4、5 歳児が合わせて 22 名で 0.7 名。合計で 6.7 名になりまして、7 名が認可という計算になります。
吉原委員：	分かりましたが、本当にこれでいいのですか。
こども施設 計画課長：	今冒頭で説明したとおり、実際は認可を満たす定員は 7 名なんですが、事業者の方からはそれを上回る職員配置を示されておりますので、実際の配置は保育士が 10 名となっております。
川副委員：	保育園の立場から言いますと、これは民間園の職員配置としてはちょっと恥ずかしいのですが、ただ市川の場合は言わば加算と言いますか、国もプラス 1 をしていますし、市民保育士もプラスしていますし、そういったものが加算されてプラス 3 となっているのかなと。確かに裏付けは全てあるところですが、もう少し説明をしていただいていいですか。
こども施設 計画課長：	7 名というのは条例上の最低基準となっております、おっしゃっていただいたとおり、実際には運営上の 10 名という配置になるかと思います。
西委員：	市川市としての運営上の基準とかは無いのですか。
こども施設 運営課長：	基本的に国基準と呼ばれるものがございまして、その国基準を超える配置をした場合には、市の方で加算という形で、市と同等の配置ができるような補助をさせていただいております。
西委員：	児童福祉施設運営基準では、都道府県および市区町村は、常に国基準を上回るように努めなければならないとなっていると思いますので、是非市川市として、ある意味持ち出しでも保障するような形をご検討いただけるとよいかなと思います。事業者が言ってきたらでは無く、市から「何人以上の上乗せからは補助していきます」と明言していただければと思います。加算に関しても積極的に勧めていただければと思います。

高尾会長：	加算についてもやっているのですよね。
こども施設 運営課長：	当然ながら、市と同等の配置を出来るだけして下さい、というお願いを しております。
高尾会長：	他にご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは他にないようでしたら、これもちまして、令和元年度第3回 市川市子ども・子育て会議を終了いたします。

【 午前11時30分 閉会 】